

第二百十一号議案

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者      東京都知事      小      池      百      合      子

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「同じ。」の下に「及びパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三十九条の二第一項第二号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第六号」に、「同項第九号」を「同項第十八号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の二第一項第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都営住宅条例第三十条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に行われる令和八年以降の収入を用いた公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十九条第一項に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算又は同日以後に行われる令和七年の収入を用いた収入の計算については、なお従前の例による。

（提案理由）

高額所得者認定に係る収入の計算において、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様の取扱いに改めるほか、規定を

整備する必要がある。